

ドライビングレンジ・マスターズ利用規約

(適用範囲)

第1条

本規約は、「DrivingRangeMasters（ドライビングレンジ・マスターズ）」として運営するゴルフ練習場施設（以下「当施設」という。）およびそれに派生する運營業務の利用に関し適用されるものとします。

(独立運営)

第2条

当施設は自営のゴルフ練習場施設であり、株式会社鳥藤本店（以下「当社」という）が運営するゴルフ練習場施設です。当施設の会員は、当施設の運営主体が当社であることを了解した上で、当施設を利用するものとします。

(会員制度)

第3条

- 1.当施設は会員制の無人営業施設です。
- 2.当施設に入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込み手続きを自らしなければなりません。
- 3.申し込み手続きは株式会社 hacomono が運営するシステムを利用し、行うこととします。（以下「hacomono」という）

(入会資格)

第4条

次の各号のいずれかに該当する場合は当施設の会員になることはできません。

- (1) 本規約および当施設の諸規則を遵守できない方
- (2) 本申込を行う方が記載した会員と相違ないことを確認できない方
- (3) 刺青のある方および刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している方
- (4) 暴力団または反社会的勢力関係者である方
- (5) 医師等により運動を禁じられている方
- (6) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有してい

る方

- (7) その他当社および当社が会員としてふさわしくないと判断した方
- (8) 18 歳未満の方

(会員カードおよび Web ログイン ID)

第 5 条

1. 会員は、第 3 条 3 項の hacomono での手続きを完了後、入会が認められ、当施設を会員として利用する権利が与えられます。
2. 当施設は会員に対して、GOLF ZON カードを交付します。
3. GOLF ZON カードおよびログイン ID は、本人のみが使用し、他者が使用することはできません。(会員は第三者に貸与することはできません。万一、貸与した場合通常料金をいただく対象となりますのでご注意ください。)
5. 会員は、ログイン ID およびパスワードは自己責任で管理してください。

(諸規定の遵守)

第 6 条

1. 利用者は本規約および施設内諸規則、その他当社が定める規則をすべて遵守しなければなりません。
2. 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては、当社の説明および指示に従わなければなりません。
3. 利用者は、当施設にティーチングの為に同伴者を伴う事を許可します。その場合は当施設の専属でなくても許諾します。ただし、施設利用に関する費用をお支払い頂きます。
4. 利用者は、施設の利用時は常に当施設が定めるドレスコードを遵守します。当施設は、施設利用時以下の各号に該当する方については注意または退場を命じることができます。
 - (1) 草履、長靴
 - (2) 裸足
 - (3) かかとがない・ヒールが高い・滑りやすい履物
 - (4) スパイクシューズ等施設利用にあたり器具を傷つける可能性のある履物
 - (5) 靴裏に泥や砂利のついた履物

- (6) その他、当施設がふさわしくないと判断した服装、履物
- 5.利用者は、クラブ施設内で大声を発したり、誹謗中傷すること、あるいは他の会員や施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ等の迷惑行為をすることを禁止します。
- 6.当施設は、利用者が施設敷地内で、法律で禁止された薬物等を使用することを禁止します。

(入場の禁止および退場)

第7条

当施設は、以下の各号に該当する方の入場の禁止または退場を命じることができます。

- (1) 本規約および当施設の諸規則を遵守しない方
- (2) 刺青のある者および刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している方
- (3) 暴力団関係者または反社会的勢力関係者と当社および当社が判断した方
- (4) 医師等により運動を禁じられている方
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
- (6) 大声・奇声を発したり、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける方
- (7) 多量の飲酒摂取等により正常の施設利用ができないと認められた方
- (8) 著しく不潔な身体または服装により他の人間に迷惑を及ぼす方
- (9) 当社が会員としてふさわしくないと判断した方

(会員の休会および復帰)

第8条

1.会員は、やむを得ない事由で当施設を1ヶ月以上利用できない場合には、事前に以下に定める期日までに **hacomono** で手続きをすることで、月単位で当施設を休会することができます。(電話等による申し出は受け付けられません)

休会手続締切日：休会開始希望月の前月12日までに手続きを完了することで、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。12日以降に申し出があった場合は翌月分はカード決済されますのでご承知おきください。

2.復帰する場合には12日までに当施設に申し出ること、翌月1日から復帰

できます。

(退会)

第9条

1. 会員が自己都合により当施設会員を退会する場合は、hacomono で手続きをすることで、退会することができます。(電話等による申し出は受け付けられません)

退会手続締切日：退会希望月の12日まで。退会希望月末日にて退会できます。

12日以降に申し出があった場合は翌月分はカード決済されますのでご承知おきください。

2. 会費その他利用料等(以下「会費等」という。)が未納の場合は、第1項の退会手続き完了までに完納しなければなりません。

3. 会費等は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

4. 会員が自己都合により会費等を2ヶ月間滞納した場合は、強制退会とします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

5. 会員が会費等その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、当社は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、当施設が指定する方法で支払いを求めることができます。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

(諸手続き)

第10条

1. 会員登録時に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2. 当社より会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所あて、または、届け出のあったメールアドレスあてに行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所あてに通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第 11 条

1.当社は、会員が次の各号に該当するときは、当施設への入館を一時停止し、または当該会員を当施設から除名することができます。

(1) 第 6 条第 1 項に違反したとき

(2) 会員・当施設従業員に対する迷惑行為および当施設内における宗教活動、営業行為、その他当施設の目的に反する行為により、当施設の秩序を乱し、または当施設の名誉・品位を著しく傷つけたとき

(3) 規約その他、当社・当社の定めた諸規則に違反したとき

(4) 会費その他の債務を滞納し、当社からの催告に応じないとき

(5) 入会に際して当社に虚偽の申告をした、または第 4 条に違反していることを故意に申告しなかったと判明したとき

(6) 当施設の施設・什器を故意または過失により破損したとき

(7) その他、会員としてふさわしくない言動があったと当社・当社が認めたとき

2.前項による当施設への入館停止中の会員または当施設から除名された会員は、当施設の施設を使用することができません。なお、当施設への入館停止中の会員は、停止中も会費を支払わなければならないものとします。

3.第 1 項による当施設への入館停止中の会員または当施設から除名された会員に対しては、当社は、停止期間中または除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還することはいたしません。

(資格喪失)

第 12 条

会員は次の場合にその資格を喪失します。

(1) 退会・除名

(2) 死亡または法人の解散

(3) 当社の運営上重大な理由により当施設を閉鎖したとき

(会員資格の譲渡禁止等)

第 13 条

当施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、

質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。ただし、法人の合併を除くものとします。

(会費、手数料および利用料)

第 14 条

- 1.会費は、当社が別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 2.会員には、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月までは会費または利用料等を支払わなければなりません。
- 3.当社は、会員が当施設を利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

(会費、手数料および利用料等の改定)

第 15 条

- 1.当社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができます。
- 2.前項の改定を行なう場合、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

(営業日および営業時間)

第 16 条

当施設の営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第 17 条

当社は、当施設の管理もしくはその他当社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、3日前までにその旨を告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。またこれにより会員の会費等の支払義務が縮減、停止されることはありません。

(休業)

第 18 条

当社は次の理由により当施設の施設全部または一部を休業することがあります。

- (1) その他当社が定める当施設の休日
- (2) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を困難と認めたとき
- (3) 施設の点検、補修または改修をするとき
- (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき

(施設の閉鎖・変更)

第 19 条

当社・当社は次の理由により当施設の施設全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社・当社が判断し、営業を不可能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社の経営上止むを得ざる事由が発生したとき

(賠償責任)

第 20 条

1.当施設敷地内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当社および当施設は一切の責任を負いません。会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当施設の施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

2.会員は、同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

(解散)

第 21 条

1.当社は止むを得ざる事由が発生した場合には、1ヶ月前の予告をすることに

より、当施設を解散することができます。

2.解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

3.当施設の解散の場合、当社は会員に対して特別の補償は行いません。

(通知予告)

第 22 条

本規約および当施設の諸事情に関する通知または予告は、当施設所定の場所に提示およびホームページに掲載する方法により行います。

(本規約その他の諸規則の改定)

第 23 条

当社および当社は、本規約、細則、利用規定、その他当施設の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員および利用者に適用されます。

(適用法および専属的合意管轄裁判所)

第 24 条

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社および当社の間で訴訟の必要が生じた場合、いわき地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約への同意)

第 25 条

入会登録と同時に、本規約に合意したものとみなします。

附則. 本規約は2024年3月1日より発効します。